地方税制の動向と課題

総務省

平成24年10月25日

総務省自治税務局都道府県税課
税務管理官
小池　信之

Ⅰ　社会保障・税一体改革

地方税「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

(1) 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

(2) 引上げ分の地方消費税の使途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費（※）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（※）。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

(1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

・ 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

※下線部は議員修正箇所

(2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

※ 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について、

○ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割の拡大のための方策

○ 地方の地球温暖化対策に関する財源確保に係る措置

○ 簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点からの自動車取得税及び自動車重量税の在り方

○ 個人の道府県民税及び市町村民税の税率構造、諸控除及び所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方

○ 地方法人課税（地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を含む。）の在り方

の検討など、地方税に係るものを含め、消費税法改正法案第7条に規定。

MIC

引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税(A)＋地方消費税(B)	5%	8%		10%	
消費税(A)	4%	6．3%		7．8%	
うち交付税分（α）	1．18%（法定率29.5%）	1．40%（法定率22.3%）	1．47%（法定率20.8%）		1．52%（法定率19.5%）
地方消費税(B)	1% 消費税額の100分の25	1．7% 消費税額の63分の17		2．2% 消費税額の78分の22	
地方分合計（α）+(B)	2．18%	3．10%		3．72%	

MIC

社会保障・税一体改革に係る三党協議に基づく修正について（全体像）

【政府原案】

【修正】

・社会保障制度改革推進法案（衆法）

子ども・子育て関係

- 子ども・子育て支援法案
- 総合こども園法案
- 関係整備法案

→

- 子ども・子育て支援法案（衆議院で修正）
- 認定こども園法改正法案（衆法）※
- 関係整備法案（衆議院で修正）

※正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」

年金関係

- 年金機能強化法案
- 被用者年金一元化法案

→

- 年金機能強化法案（衆議院で修正）
- 被用者年金一元化法案（衆議院で修正※）

※形式的修正のみ

税制関係

- 国税改正法案
- 地方税改正法案

→

- 国税改正法案（衆議院で修正）
- 地方税改正法案（衆議院で修正）

MIC

社会保障・税一体改革関連法案
政府案と三党協議に基づく修正の主なポイント

〔税制改革関連〕

項目		政府案	三党協議に基づく条文修正等
消費税率（国・地方）引上げ時期と幅		○平成 26 年４月に５％→８％に引き上げる ○平成 27 年 10 月に８％→10%に引き上げる	○政府案通り
所得税		○課税所得 5,000 万円超について最高税率を 45%に引き上げる	○最高税率の引上げに係る規定を削除 ○最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる
資産課税		○相続税の基礎控除を引き下げ、最高税率を 55%に引き上げる ○贈与税の税率構造を緩和する　等	○相続税、贈与税の改正に係る規定を削除 ○相続税の課税ベース、税率構造等、及び贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる
検討規定	低所得者対策	○給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する ○その実現までの間の暫定的・臨時的措置として、簡素な給付措置を実施する	○低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入及び複数税率の導入について総合的に検討する ○上記の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的・臨時的措置として、消費税率が８％となる時から簡素な給付措置を実施する
	その他	○消費、所得、法人、資産課税など多岐にわたる項目についての検討規定	○転嫁対策に関し、政府案に加え、独占禁止法・下請法の特例について必要な法制上の措置を講ずる ○扶養控除や配偶者控除等についての検討規定を削除、歳入庁に係る規定を修正
景気条項		○平成 23 年度から平成 32 年度までの平均で名目３％、実質２％の経済成長率をめざす	○税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や防災・減災対策などに資金を重点配分するなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する ○成長率の数値は政策努力の目標である旨を三党で確認
		○種々の経済指標を確認し、経済状況を総合的に勘案した上で、停止を含め所要の措置を講じる	○引上げの実施は時の政権が判断する旨を三党で確認 ○引上げにあたり、社会保障制度改革国民会議の議を経た社会保障制度改革を総合的・集中的に推進する旨を三党で確認

MIC

「税制関連二法律案」の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定）

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

主な項目

事項	今後の対応の方向
総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策	○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性も踏まえ、総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼動・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。
上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置	○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係5大臣において具体化にあたっての基本的な考え方を示す。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。
住宅取得に係る措置	○ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率（国・地方）の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平成25年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施する。
転嫁対策・価格表示	○ 内閣に早急に本部を設置し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時に先立って、必要な場合には法的対応も含め、速やかに総合的な対策を講ずる。（以下略）
自動車取得税及び自動車重量税	○ 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。
歳入庁	○ 政府では、副総理の下に設置された官房副長官・政務官等からなる作業チームにおいて、歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業に着手しており、4月頃までにまずは中間報告を行う。
課税の適正化	○ 課税の適正化を進める観点から、番号制度の着実な導入など取引等に係る納税環境の整備を進めるとともに、現行の外形標準課税も含め、課税のあり方について検討する。
地方法人特別税	○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

MIC

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）」公布に伴う総務大臣書簡（平成24年8月22日）

拝啓

皆様方には、ご健勝にて、地域住民の福祉向上のため、日々ご尽力いただいていることと存じます。

社会保障・税一体改革については、昨年度、制度化されました「国と地方の協議の場」を通じて十分な議論を尽くした結果として、国の制度と地方単独事業の二つのセーフティネットが組み合わさることによって、社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有した上で、引上げ分の消費税収（国・地方）の配分（五％のうち地方分として一・五四％相当を確保）や地方消費税の使途等について、国と地方が共同して結論を得るという成果を上げることができました。このことは、地方単独事業を含む地方の社会保障の充実・安定化、さらには地方財政の健全化にも寄与するものであります。

先般、その結論を踏まえて提案された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」が国会において成立し、公布されました。

今後、消費税（国・地方）の税率の引上げ等の施行に向けて、国民の皆様に今回の社会保障・税一体改革について一層のご理解とご協力をいただく必要がありますが、そのためには、今回の改革の意義や必要性について、国民の皆様に分かりやすく、丁寧に説明を行っていく必要があります。

地方団体の皆様方には、今回の改革が国と地方が共同して結論を得たものであるという経緯も踏まえて、各地域の住民の皆様方への周知や広報等に主体的かつ積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私といたしましては、地方団体の皆様方と一体となって、今回の社会保障・税一体改革の実現に向けて、国民の皆様に分かりやすく、丁寧に説明を行って参りますとともに、地域主権改革の更なる推進に、引き続き全力を尽くす所存です。

時節柄、ご自愛のほどお祈り致します。

敬具

平成二十四年八月二十二日

総務大臣　川端達夫

市区町村長　殿

Ⅱ　主な地方税制の課題

車体課税の見直しに係る税制改正要望

要望省庁【要望項目名】	要望内容（概要）
経済産業省 【車体課税の抜本的見直し】	・自動車取得税、自動車重量税の廃止 消費税の増税に伴って生じる国内自動車市場及び経済全体へのマイナスの影響を緩和するため、自動車取得税、自動車重量税の廃止、抜本的な見直しを行い、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る
	・自動車税のグリーン化の一層の推進 自動車取得税、自動車重量税の廃止に伴うエコカー減税廃止後においても環境対応車の普及促進のためグリーン化を拡充
国土交通省 【車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等】	・自動車取得税、自動車重量税の廃止、抜本的な見直し 国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、廃止、抜本的な見直しを行う
	・環境自動車税の検討が提案される場合には、反対 ・自動車税等の抜本的な見直し 環境損傷負担金的性格に特化することなく、これに加え、環境、安全等の見地からメリハリをつける等、抜本的見直しを行う
環境省 【車体課税のグリーン化】	・現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源確保の観点から、関連する税制を含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討

【参考】 日本自動車工業会	・自動車重量税・自動車取得税の廃止 ①道路特定財源の一般財源化により課税根拠を失っている ②自動車取得税は消費税との二重課税 ③日本の自動車１台当たりの課税額は米国と比べて50倍

MIC

車体課税について①

（民・自・公）税関係協議結果（平成24年6月15日）

○　第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

・　自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ（成立法では第7条第1号カ）の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の8％への引上げ時までに結論を得る。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年8月22日公布）第7条第1項

カ　自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

平成24年3月30日閣議決定

○自動車取得税及び自動車重量税

自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定　平成24年12月24日一部改正）

第3章　平成24年度税制改正

8. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(4) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

MIC

車体課税について②

平成24年度税制改正における重点要望等について（平成23年11月28日　民主党税制調査会）

2. 重点要望事項

○車体課税

自動車取得税・自動車重量税については廃止、抜本的な見直しを強く求める。

超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することを勘案すれば、早急に実施すべきである。

車体課税については、①道路特定財源がすでに廃止されている②地方ほど保有台数が多く家計の負担が大きい③地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている④自動車取得税については消費税と二重の課税になっていることなどから、23年度税制改正大綱においても、簡素化、負担の軽減、グリーン化が求められている。

なお、見直しの際には地方財政へのしっかりとした配慮を行うとともに、これまで手当されてきた環境関連施策にも留意すべきである。

平成24年度税制改正重点要望等（平成23年11月28日　国民新党・新党日本）

景気調整機能と税外収入・増税の関係

(17) 車体課税（自動車重量税・自動車取得税・自動車税）

固定資産税と同様、車体課税も地方にとっては貴重な財源である。これまで車体課税の一般財源化に反対してきた我々の立場からみれば、車体課税を廃止するならそれに見合う代替財源をまず地方に提示しなければならない。

また、エコカー減税導入時には4割強であったエコカー減税対象車が、現在では約8割となっており、しかも、新車販売台数はエコカー減税後も減少傾向であるため、例えば、衝突被害軽減ブレーキの普及による安全対策などエコカー減税等の対象車種を絞り込めば、かえって駆け込み需要が生まれるのではないかと思われる。

MIC

自動車重量税・自動車取得税と市財政（具体例）

① 額が大きい市

（単位：百万円）

		自動車重量譲与税＋自動車取得税交付金
1	横浜市	9,176
2	大阪市	7,028
3	名古屋市	6,658
4	札幌市	4,772
5	神戸市	3,992
6	浜松市	3,580
7	京都市	3,260
8	川崎市	3,258
9	福岡市	3,215
10	さいたま市	3,091

※平成22年度決算額

② 割合が大きい市

（単位：百万円）

		地方税等（A）	自動車重量譲与税＋自動車取得税交付金（B）	（B）/（A）
1	大分県竹田市	2,541	276	10.9%
2	長崎県壱岐市	2,895	294	10.2%
3	岩手県遠野市	2,938	297	10.1%
4	広島県庄原市	4,891	471	9.6%
5	北海道士別市	2,820	265	9.4%
6	大分県豊後大野市	3,953	352	8.9%
7	青森県平川市	2,903	247	8.5%
8	北海道深川市	2,776	223	8.0%
9	秋田県大仙市	9,813	787	8.0%
10	宮城県登米市	8,581	681	7.9%

※ 「地方税等」とは、地方税、地方譲与税、税交付金の合計である。

自動車重量税・自動車取得税と地方財政

○　自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、半分強（５，０００億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。

	平成24年度（予算・地財ベース）			（参考）平成19年度決算（エコカー減税導入前）
			＜自動車重量譲与税＞	
自動車重量税（国税）	7，032億円	407/1,000（原則1/3）	（市町村分） 2，884億円	3，692億円
			＜自動車取得税交付金＞	
自動車取得税（都道府県税）	2，068億円	95/100×7/10＋（指定市管理の国県道分）	（市町村分） 1，491億円	2，960億円
			【（都道府県分） 577億円】	【1，287億円】
計 9，100億円			地方財源 4，952億円	計 7，939億円
⑲決算 15，345億円			（うち都道府県分 577億円）	（1，287億円）
			（うち市町村分 4，375億円）	（6，652億円）

MIC

「環境自動車税（仮称）に関する基本的な考え方」について

※　「自動車関係税制に関する研究会」（座長：神野直彦　東京大学名誉教授）の報告書（平成22年９月公表）等に基づき取りまとめ。
　平成22年度第12回税制調査会（平成22年11月19日開催）において提案。

現　在		環境自動車税（地方税）
自動車重量税（国税）：車両重量に応じた課税 自動車税（地方税）：排気量等に応じた課税	一本化	「ＣＯ２排出量割」＋「排気量割」 ＝環境自動車税の税額 （「ＣＯ２排出量割」：ＣＯ２排出量を課税標準とする。 「排気量割」：排気量を課税標準とする。）

○　自動車重量税と自動車税を一本化（複雑な自動車関係を簡素化）。自動車税の税収と自動車重量税の税収を合わせた税収との中立を前提に制度設計。

○　CO2排出量と税額が連動する仕組み。最新の燃費測定モードによる燃費値を有する新車新規登録乗用車を対象。

○　軽自動車も、自重税と一本化。税負担を引き上げ、小型自動車との税負担格差を一定程度縮小（全体として税収中立）。

MIC

地域主権型税財政を支える地方車体課税

○　自動車取得税・自動車税は、地方税の偏在性を是正する貴重な財源。
○　自動車取得税は、昭和30年代に京都府など８道府県で法定外普通税として創設され、43年に法定税化。

人口1人当たりの税収額の指数（平成22年度決算、全国平均を100）

＜　＞は税収額

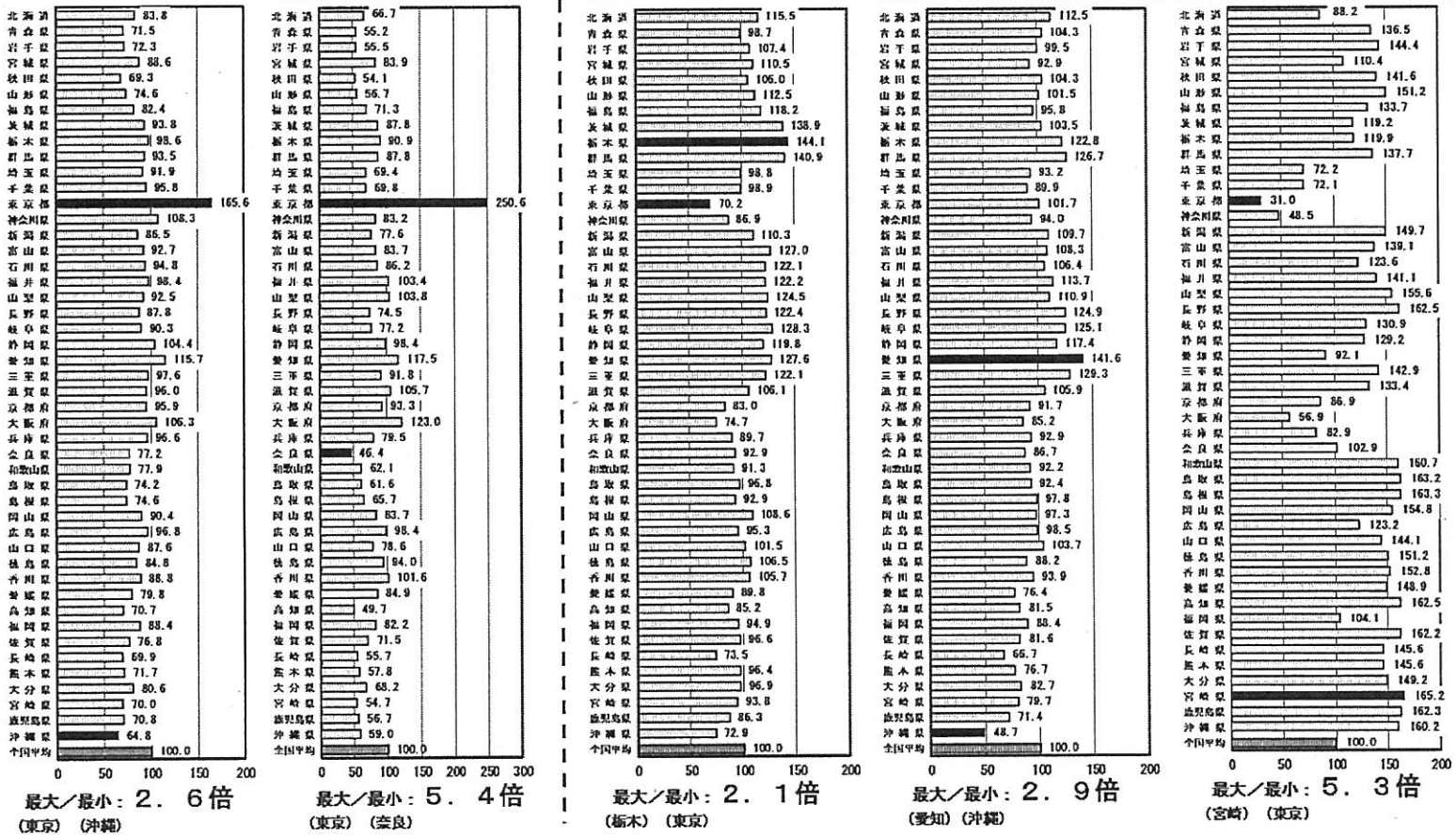

※　地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの。また、地方消費税清算後の数値である。
※　地方法人二税、自動車税及び軽自動車税の税収額は、超過課税分を除く。人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

平成25年度税制改正
文部科学省要望資料

MIC

ゴルフ場利用税の廃止に係る税制改正要望

要望内容

ゴルフ場利用税を廃止する。

スキーム図

全国のゴルフプレー料金（H23）
2,684円（前橋） ～ 13,202円（大阪）

うち、ゴルフ場利用税
1人1日につき 標準税率 800円
制限税率 1,200円



ゴルフ場利用税決算額
546億円（H22）

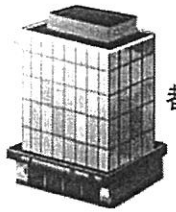

都道府県

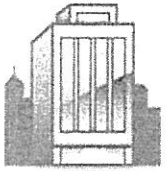

市町村

ゴルフ場利用税
交付金
384億円（H22）

廃止



- ○ 消費税との二重課税の解消
- ○ スポーツのうち2016年オリンピック競技種目であるゴルフのみに対する課税の解消
- ○ 昨年成立・施行されたスポーツ基本法の理念「生涯スポーツ社会」の実現へ寄与

背景・現状

- ○ 平成元年度の消費税創設時に娯楽施設利用税が廃止されたが、その対象となっていた施設の中でゴルフ場の利用にのみ課税が存続。
- ○ 平成15年度から18歳未満、70歳以上、障害者等の非課税措置を創設。
- ○ 特定のスポーツ施設の利用に課税されるのはゴルフ場利用税のみ。
- ○ 高齢でも楽しめるゴルフは生涯スポーツ社会の実現に寄与。
- ○ ゴルフは平成21年度調査では過去1年間で行ったスポーツの中で第6位の10.7%を占め、国民に幅広く楽しまれている。
- ○ ゴルフプレー料金は過去16年間で消費者物価指数が40.8ポイント減。都道府県税に占める割合も0.7%から0.4%に減少。
- ○ ゴルフ場所在市町村にとっては貴重な財源となっている。

目標・効果

生涯スポーツ社会の実現、それによる生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活の実現等

【目標】：ゴルフ競技者の増加による生涯スポーツ社会の実現
【減収見込み額】：546億円（平成22年度収入額）

MIC

ゴルフ場利用税と市財政

○ ゴルフ場利用税交付金：ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に対して、都道府県からその収入額の10分の7に相当する額を交付するもの

① 額が大きい市　（単位：百万円）

		ゴルフ場利用税交付金
1	千葉県市原市	713
2	兵庫県三木市	693
3	兵庫県神戸市	488
4	滋賀県甲賀市	463
5	愛知県豊田市	433
6	兵庫県加東市	416
7	三重県津市	360
8	栃木県栃木市	344
9	奈良県奈良市	277
10	宮崎県宮崎市	273

※平成22年度決算額

② 割合が大きい市　（単位：百万円）

		地方税等（A）	ゴルフ場利用税交付金（B）	（B）/（A）
1	兵庫県三木市	12,924	693	5.4%
2	兵庫県加東市	8,189	416	5.1%
3	茨城県稲敷市	6,245	259	4.2%
4	茨城県行方市	4,539	182	4.0%
5	岐阜県瑞浪市	5,805	225	3.9%
6	山梨県上野原市	3,889	123	3.2%
7	滋賀県甲賀市	15,677	463	3.0%
8	北海道北広島市	8,486	201	2.4%
9	茨城県常陸大宮市	5,872	138	2.4%
10	茨城県笠間市	10,635	248	2.3%

※ 「地方税等」とは、地方税、地方譲与税、税交付金の合計である。

MIC

償却資産に係る税制改正要望

○平成25年度税制改正要望

経産省要望事項

償却資産に対する固定資産税の見直し

（固定資産税）

要望の概要

国際的に稀である償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」の分類（※）について、

① 新規の設備分を非課税とする。

② 長期保有分の評価額の最低限度（５％部分）を段階的に廃止する。

（※）大臣・知事配分資産（電力、ガス、鉄道、電気、通信等）を除く。

＜減収見込額 約1,900億円（初年度）＞

○経済団体からの要望

◆ 日本経済団体連合会（「平成25年度税制改正に関する提言」（平成24年10月5日）より抜粋）

・償却資産に係る固定資産税の抜本的な見直し

償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税である。また、企業の利益獲得の源泉である設備投資に対する課税であり、利益獲得後の法人所得課税との２重課税になっているとの指摘もある。企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因となっており、しかも、特定の設備型産業に負担が偏重しているため、課税の公平性の観点からも問題が大きい。

かかる観点から、償却資産に係る固定資産税は、速やかに廃止・縮減すべきである。少なくとも残存価額の廃止等、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべきである。

◆ 日本商工会議所（「平成25年度税制改正に関する意見」（平成24年7月19日）より抜粋）

・償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、早急に廃止する必要がある。少なくとも免税点（１５０万円）の引上げを図るべきである。

MIC

市町村の税収に占める償却資産課税の割合

市町村税収の１割近くを占める償却資産課税のうち、「機械及び装置」は約6,000億円の税収を占める。

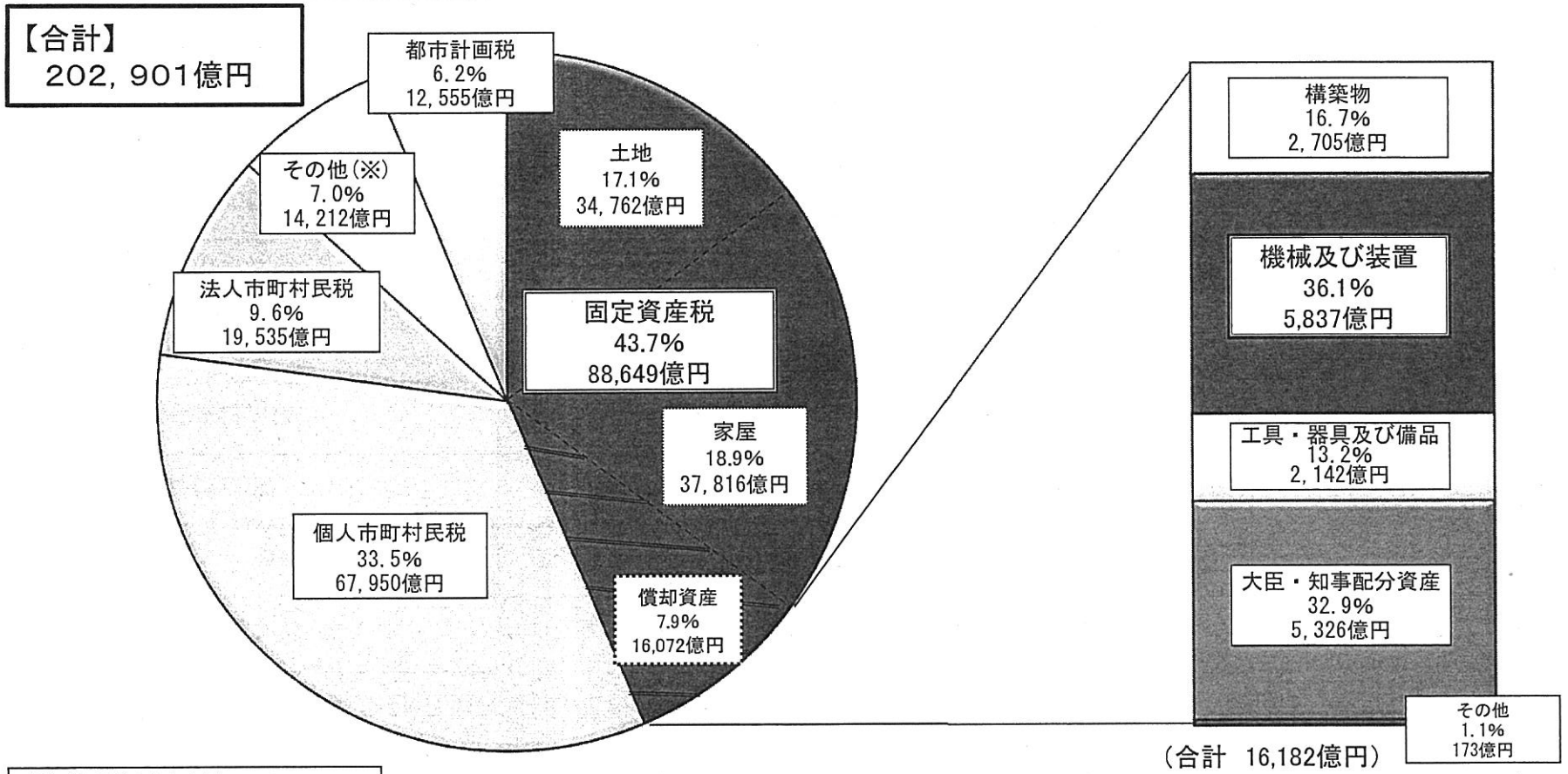

（※）（その他の主な内訳）

・市町村たばこ税	3.9%	7,876億円
・事業所税	1.6%	3,295億円
・軽自動車税	0.9%	1,776億円

（注） １　円グラフは平成22年度地方財政状況調査による。税額は、超過課税分を含む。
２　棒グラフは平成22年度概要調書の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産の種類ごとの課税標準額に1.4%を乗じて算定。このため償却資産の税額の合計は、円グラフの合計額と一致しない。
３　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

MIC

償却資産のうち機械及び装置に係る課税額の上位団体

償却資産のうち機械及び装置に係る課税が廃止されると、市の財政に著しい影響を及ぼす。

① 額が大きい市

（単位：百万円）

順位	市町村名	税額試算（1.4%）
1	東京都特別区	18,469
2	三重県四日市市	10,257
3	愛知県名古屋市	8,972
4	神奈川県横浜市	8,523
5	福岡県北九州市	8,259
6	神奈川県川崎市	8,047
7	大阪府堺市	8,025
8	大阪府大阪市	7,996
9	岡山県倉敷市	7,546
10	大分県大分市	6,962

※ 税額試算は平成22年度「固定資産の価格等の概要調書」の「償却資産の価格等に関する調」における市町村ごとの償却資産の課税標準額に1.4%を乗じて算定。

② 割合が大きい市

（単位：百万円）

順位	市町村名	税額試算（1.4%）	税収	税収割合
1	三重県亀山市	3,180	12,341	25.8%
2	広島県大竹市	1,502	6,147	24.4%
3	佐賀県伊万里市	1,637	6,891	23.8%
4	千葉県君津市	3,412	16,443	20.8%
5	福岡県宮若市	945	4,607	20.5%
6	三重県いなべ市	1,677	8,355	20.1%
7	茨城県鹿嶋市	2,374	11,977	19.8%
8	福井県敦賀市	2,549	14,356	17.8%
9	愛知県東海市	4,685	26,997	17.3%
10	三重県四日市市	10,257	59,388	17.3%

※ 税額試算は平成22年度「固定資産の価格等の概要調書」の「償却資産の価格等に関する調」における市町村ごとの償却資産の課税標準額に1.4%を乗じて算定。
※ 税収は平成22年度地方財政状況調査の「地方税」の収入済額に基づく。

MIC

（参考）平成24年度税制改正における議論

○税制調査会議事録抜粋

（平成23年10月28日　平成23年度第13回税制調査会　福田総務大臣政務官発言）

- 「償却資産に対する固定資産税の見直し」について、正に1.6兆円の税収を近い将来消滅させてしまうという内容の要望であり、とても受け入れられるような話ではありません。諸外国との比較に言及しておられますが、税制の構造や体系が異なる中で、単純に償却資産の部分だけを抜き出して議論するのは、極めて乱暴であります。
- （経済産業省の）要望は機械及び装置の新規設備分に対象を限るとしていますが、既存の償却資産も年々減価償却が進んでいくことを踏まえると、事実上の償却資産課税の廃止要望に等しいものであります。したがって、我が国における固定資産税制度の根幹に関わるものであり、地方財政に著しい影響が及ぶことは明らか。

MIC

地球温暖化対策関係税の全体イメージ

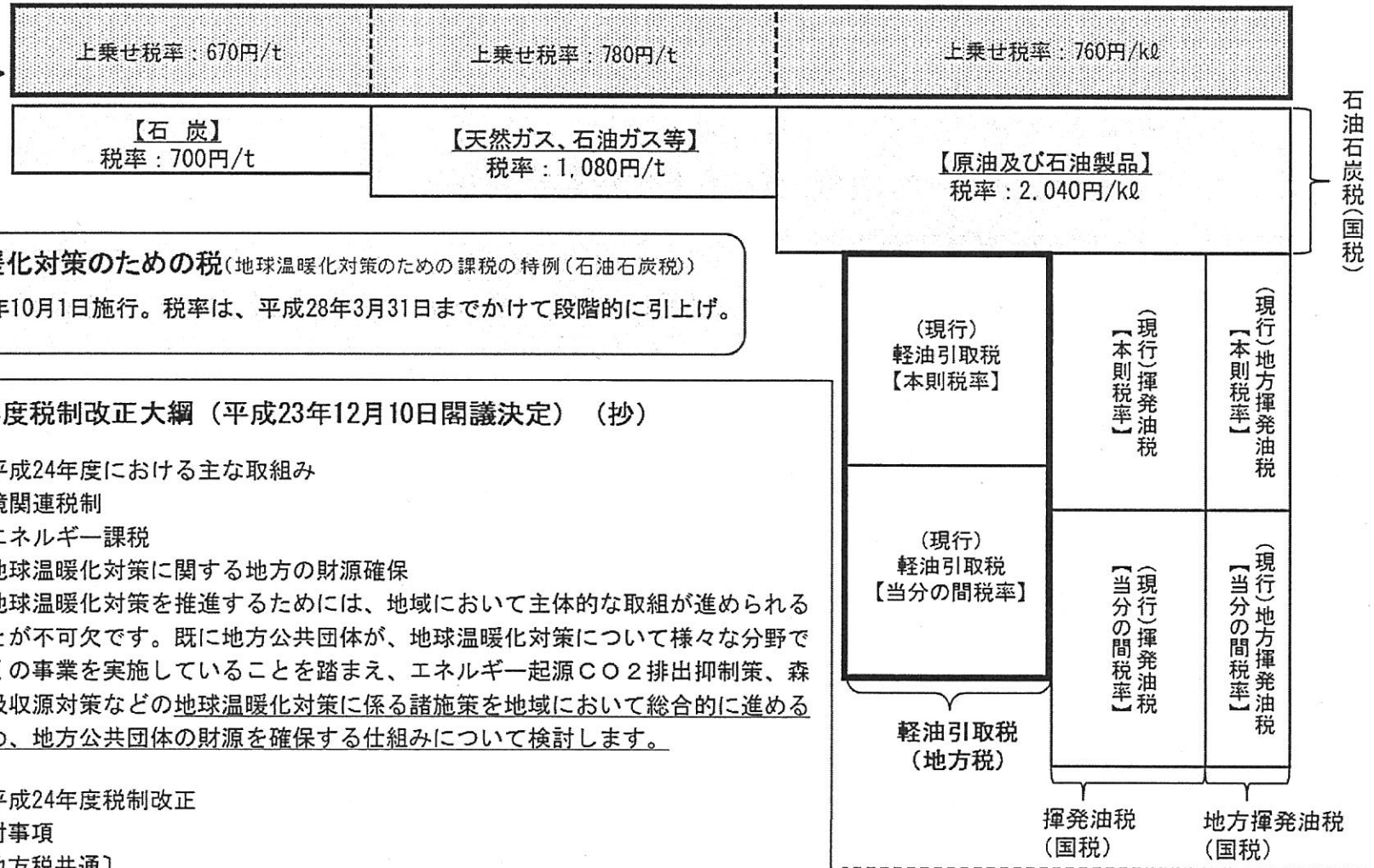

地球温暖化対策のための税（地球温暖化対策のための課税の特例（石油石炭税））

・平成24年10月1日施行。税率は、平成28年3月31日までかけて段階的に引上げ。

「地球温暖化対策のための税」（H24.10月～ 導入予定）の税収見込額

○初年度（H24）：391億円　　○平年度（H28～）：2,623億円

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）（抄）

第２章　平成24年度における主な取組み

５．環境関連税制

（２）エネルギー課税

④　地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源ＣＯ２排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第３章　平成24年度税制改正

８．検討事項

〔国税・地方税共通〕

（５）地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

MIC

住宅取得対策に係る税制改正要望

消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策（国土交通省）

消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置（国税・地方税）及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講じる。

3党合意 税関係協議結果（抄）（平成24年6月15日　民主・自民・公明）

○　第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

・　住宅の取得については、第7条第1号ト *（※修正後はチ）* の規定に沿って、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。

≪参照条文≫

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（抄）

第7条

一　消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

チ　住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

平成25年度税制改正にかかる基本方針（抄）（平成24年8月21日　民主党税制調査会）

○住宅の取得にかかる措置については、具体的な方向性を示すべく、住宅取得にかかる消費税の影響検討分科会において、必要な措置の検討を進める。

MIC

個人住民税における住宅ローン控除の概要

【減収額：△1,177億円程度、適用件数234万件（ともに平成22年度実績）】

○ 個人住民税においては、「地域社会の会費」という基本的性格から、政策的な税額控除は行わないことが原則であり、住宅ローン控除は講じられていなかった。

○ 平成19年の税源移譲に伴い、経過的な措置として、所得税から控除しきれなかった額について、所得税からの税源移譲の範囲内（原則として最高9．75万円）で、個人住民税から控除。

○ 住宅ローン控除による減収額は、地方特例交付金により全額国費で措置。

個人住民税における住宅ローン控除の基本的な仕組み

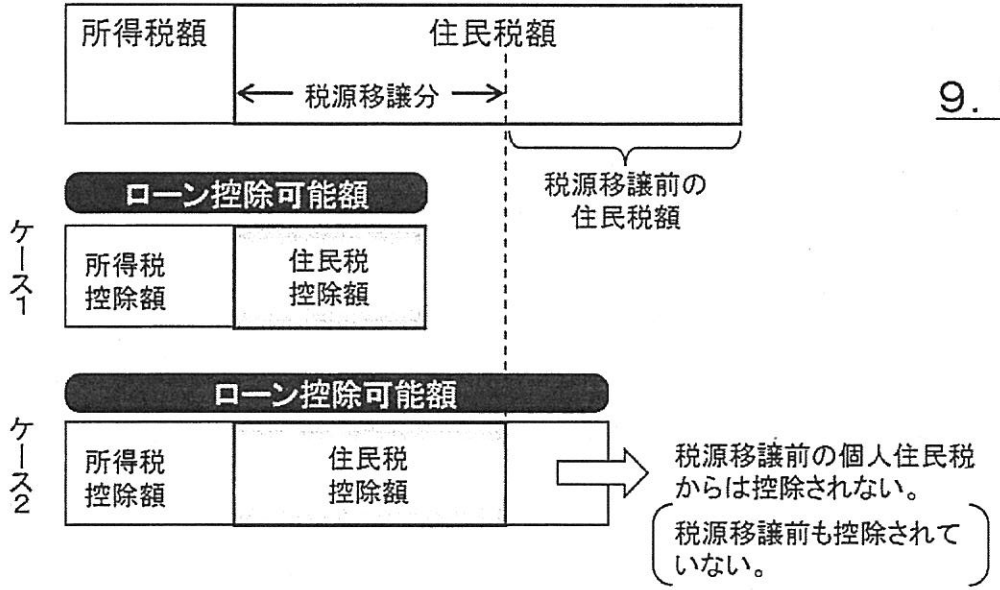

≪参考≫ 税源移譲に伴う所得税の税率構造の変化

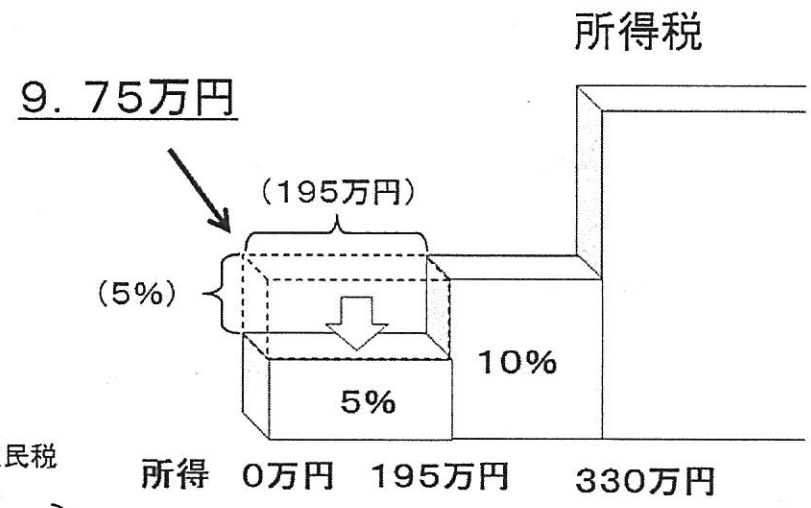

MIC

不動産取得税の住宅特例

【減収額：△2,818億円程度、適用件数：80万件（ともに平成22年度実績）】

・住宅は、新築の場合、評価額から1，200万円（長期優良住宅については1,300万円）を控除

・住宅に係る税率については3%（本則4%）に軽減（平成27年3月31日まで）

【平成22年度内に東京都内で建設された一戸建住宅（木造）及び分譲マンション（非木造）の平均値】

一戸建住宅



【評価額】867万円

（床面積　100㎡）

マンション

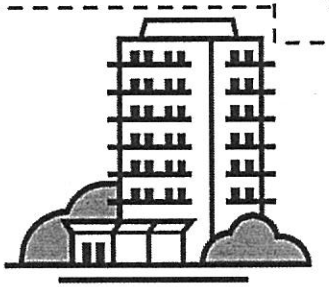

【評価額】986万円

（床面積　72㎡）

1，200万円控除の範囲内

実質非課税

※全国の特例適用対象住宅（床面積が50㎡（貸家用は40㎡）以上240㎡以下）のうち8割が実質非課税

MIC

地方法人特別税・譲与税について

地方法人特別税・譲与税(H20年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」<暫定措置法1条>。

➡ **一体改革と併せて抜本的に見直し。**
併せて、地方法人課税のあり方を見直し、税源偏在を是正。<H24.2.17一体改革大綱>

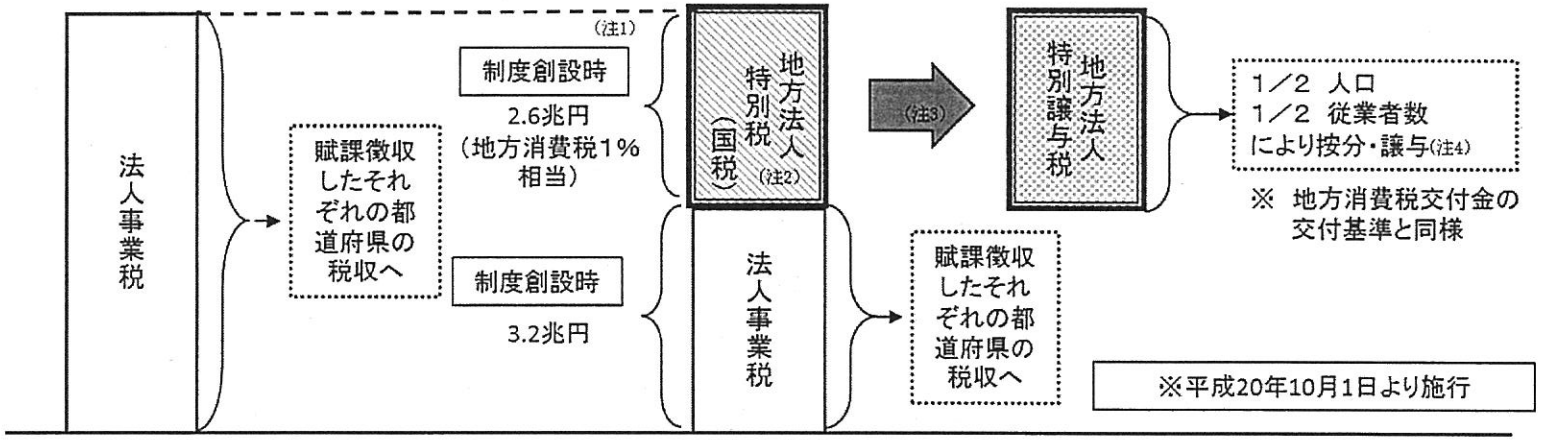

(注)
1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、
制度創設時において、地方消費税１%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位：億円)

	制度創設時の想定	H22実績	H23実績	H24地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,419	(25,503)	26,466
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	14,159	15,427	16,564
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,913	▲1,950	▲1,665
東京都	▲3,197	▲1,572	▲1,510	▲1,115
愛知県	▲414	▲105	▲121	▲212
大阪府	▲265	▲140	▲166	▲220

※「地方消費税1%相当額」の「H23実績」については、見込額。

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」について

1. 趣　旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定（平成24年3月30日）を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進める。

※平成24年3月30日閣議決定（抜粋）

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

2. 委　員

地方財政審議会委員に加え、新たに、関連する分野の学識経験者や地方公共団体関係者を地方財政審議会令第2条に基づく「特別委員」（総務大臣任命）とし、検討会を構成する。

（地方財政審議会委員）

神野　直彦（会長）
木内　征司
佐藤　信
中村　玲子
松本　克夫

（特別委員）

小西　砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
関口　智	立教大学経済学部准教授
辻　琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
中里　透	上智大学経済学部准教授
沼尾　波子	日本大学経済学部教授
林　正義	東京大学大学院経済学研究科准教授
吉村　政穂	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
石井　隆一	富山県知事（全国知事会地方税財政常任委員会委員長）
吉田　友好	大阪狭山市長（全国市長会都市税制調査委員会委員長）
汐見　明男	京都府井手町長（全国町村会財政委員会委員長）

MIC

地方税の電子化について

1. eLTAX(エルタックス:地方税ネットワーク)の現状(平成25年1月)

○ eLTAX接続団体・・・・・・・・・・全47都道府県 及び 1,742市区町村がeLTAXに接続

○ 運用主体 ・・・・・・・・・・・・一般社団法人地方税電子化協議会(全ての都道府県、市区町村が会員として加入)

○ 電子申告受付サービス対応・・・ 全47都道府県 及び 1,426市区町村／全1,742市区町村 (81.86%)

(人口カバー率は、93.57%)

※ 1,426市区町村は、対象税目等のうち、いずれか1つ以上対応している団体数

2. 提供サービスの内容

(1) 電子申告受付サービス・・・インターネットを通じた地方税の電子申告等

【対象税目等】

○ 法人2税 (1,439団体)、固定資産税(償却資産) (1,365団体)、事業所税(72団体) の電子申告

○ 給与支払報告書(1,424団体)、法人設立届等 (1,387団体) の電子的提出

○ 電子納税 (12団体)

※ 団体数は、都道府県及び市区町村の対応団体数

(2) 年金特徴・・・公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

全市区町村が利用

(3) 国税連携・・・所得税申告書等の国税庁から地方団体へのデータ送信

全47都道府県及び全市区町村が利用

※ 平成25年度に法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信、扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信を実施する予定。

3. 財政支援措置

○ 地方交付税措置・・・・・・エルタックス運用経費等

(平成24年度) 標準団体あたり 都道府県分:約2,400万円、市町村分:約1,700万円

MIC

給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務について

○ 国税に提出する給与等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられる者（※）について、市町村に提出する給与支払報告書等の提出についても、eLTAX又は光ディスク等により行わなければならないこととされた。

（※）基準年（前々年）に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の者

○ 平成26年１月１日以降に提出する給与支払報告書等について適用。

○ 電子申告受付サービスへの対応を未定としている市町村が、電子的提出の義務化までに受付を開始するためには、地方税電子化協議会へ平成25年7月までに申請することが必要。

【参考：給与支払報告書の電子申告受付サービスの導入状況】

市区町村数（平成24年4月1日現在）：1,742団体

	市区町村数	導入率	人口カバー率
平成25年１月現在対応団体	1,424団体	81.75%	93.54%
平成26年１月までに対応予定の団体	1,715団体	98.45%	99.83%

⇨ 平成26年１月までに対応未定の市町村は　27団体